

諮問日：平成30年9月20日（平成30年度（最情）諮問第44号）

答申日：平成31年2月22日（平成30年度（最情）答申第75号）

件名：「民事調停委員の再任等について」の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「民事調停委員の再任等の在り方について記載した、平成30年1月24日付の事務連絡」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、平成30年1月24日付け民事局長事務連絡「民事調停委員の再任等について」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年8月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には、再任に当たっての留意点等が記載されている。

この再任に当たっての留意点等を公にすることにより、再任を希望する調停委員が自己に有利な状況を作成し、また、専門家調停委員に関する記載内容が裁判所からの説明なく関係機関に伝わって、その趣旨が正確に理解されず、ひいては民事調停委員の選任事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年9月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月21日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、民事調停委員の再任に当たっての留意点等が記載されている。そして、民事調停委員の選任事務については広く関心を持つ組織や個人が存在すると考えられるところ、これらの記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分に記載されている民事調停委員の再任に当たっての留意点等の情報が公になると、不正確な理解が広まるなどして、民事調停委員の選任事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人